



▲12月7日に行われた委嘱状交付式の全体写真

見守り、支え、地域をつなぐ地域福祉活動の担い手 新体制となった「民生児童委員」

町の民生児童委員は12月の一斉改選により、新たに「民生児童委員」32名と「主任児童委員」2名が決定し新体制となりました。その新体制となった委員への委嘱状交付式が12月7日、朝日振興センターで行われ、厚生労働大臣、福島県知事からの委嘱状を目黒町長が伝達しました。委嘱状の交付後、第1回民生児童委員協議会総会が開催され、会長に目黒良平さん、副会長に藤田希恵子さん、渡部新喜さんが選出されました。任期は平成28年12月1日から3年間です。

今回の広報ただみでは、新体制となった「民生児童委員」と「主任児童委員」の皆さんが、どのような役割を担っているか詳しく紹介致します。

―民生委員・児童委員とは―

地域に暮らす方々が安心して生活できるように、日々の暮らしの中で困ったり悩んだりしたことを相談できる相手です。地域の一員として皆さんの立場に立って心配事や困ったことを解決するお手伝いをします。子育てのこと、学校のこと、介護のこと、経済的なことなど皆さんの秘密は守り

ますので、お近くの民生委員・児童委員にお気軽に相談下さい。

なお、民生委員は児童委員を兼ねていることから、民生児童委員とも呼ばれます。

―主任児童委員とは―

主任児童委員は、子どもの福祉に関して次の事項について取り組んでいます。

①子どもの福祉に関する機関との連絡調整

②児童委員の活動に対する援助・協力

③児童委員とともに乳幼児をもつ親の子育てに関する活動や児童福祉に関する活動

―民生児童委員の職務―

民生児童委員・主任児童委員の役割は「援助を必要とする人が、その能力に応じて自立した生活ができるよう相談に乗ったり、サービスの利用を支援したりすることです。皆さんの立場で親身になって相談に乗ったり、心配ごとを解決するために関係機関との連絡調整役を務めます。

それらの活動を行うために、次の7つのはたらきがあります。

―民生委員・児童委員の7つのはたらき―

一、社会調査のはたらき

(アンテナ的な役割)

担当区域住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握します。

二、相談のはたらき

(世話的な役割) 地域住民が抱える問題について、住民の立場に立ち親身になって相談に乗ります。

三、情報提供のはたらき

(告知的な役割) 社会福祉の制度や福祉サービスについて、その内容や情報を住民に提供します。

四、連絡通報のはたらき

(パイプ的な役割) 住民が個々の福祉ニーズに応じた福祉サービスが受けられるように、関係機関などに連絡し、必要な対応を促します。



▼(写真/カルガモクラブでの活動)教育委員会や社会福祉協議会などと連携し、様々な活動を行っています

新体制となった「民生児童委員」「主任児童委員」を紹介します

民生児童委員

【会長】



目黒 良平さん
担当/塩ノ岐

【副会長】



藤田 希恵子さん
担当/新町



渡部 新喜さん
担当/小川上

【只見地区】



目黒 ハナエさん
担当/宮淵・上町



山内 久美子さん
担当/原



目黒 より子さん
担当/田中



菅家 トヨ子さん
担当/只見沖



酒井 洋子さん
担当/新屋敷



三瓶 只子さん
担当/叶津・入叶津・八木沢



五十嵐 アキ子さん
担当/居平・久保



三瓶 キクエさん
担当/宮原・寄岩



五十嵐 イミ子さん
担当/塩沢・十島



渡部 和子さん
担当/館ノ川・黒沢



船木 ゆき子さん
担当/黒谷入



吉津 有子さん
担当/沖・根木沢



本名 ムツさん
担当/蓮ノ原



菅家 のり子さん
担当/黒谷町



堀金 太一さん
担当/上福井



渡部 永子さん
担当/下福井



山崎 行弘さん
担当/樋戸



栗木 理恵子さん
担当/小川下・荒井原



小萩澤 慶子さん
担当/熊倉・亀岡・深沢



三瓶 秀樹さん
担当/長浜・荒島



平山 久美子さん
担当/小林上



山内 文子さん
担当/小林下



馬場 良元さん
担当/梁取



矢沢 英也さん
担当/二軒在家



佐藤 則子さん
担当/大倉上



角田 利枝子さん
担当/大倉下



梁取 祝久さん
担当/坂田



梁取 美鈴さん
担当/布沢上



荒井 安行さん
担当/布沢下



渡部 千重子さん
担当/全域



吉津 和子さん
担当/全域

主任児童委員

五. 調整のはたらき

(潤滑的な役割)

住民の福祉ニーズに対応し、適切なサービスの提供が図られるように支援します。

六. 生活支援のはたらき

(支援的な役割)

住民の求める生活支援活動を自ら行い、また支援体制をつくっていきます。

七. 意見具申のはたらき

(代弁的な役割)

活動を通じて得た問題や改善策について取りまとめ、関係機関などに意見を提起します。

7つのはたらきを実践するため、民生委員・児童委員は定例会を月1回開催し、地域の状況を共有するとともに、各種研修会や勉強会を実施し、福祉サービスの内容などを確認しています。

また、教育委員会と連携し子育て支援活動を行い、その他にも地域支え合いの担い手として日々の訪問活動や、社会福祉協議会が行う事業への協力など精力的な活動を行っています。